

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 20 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530836

研究課題名(和文)死刑に対する態度を規定する要因の心理学的検討

研究課題名(英文)Mental mechanism on shaping citizens' view on capital punishment

研究代表者

山崎 優子 (YAMASAKI, Yuko)

立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・研究員

研究者番号：20507149

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円、(間接経費) 1,080,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、市民の死刑に対する態度(賛成、反対)を形成する心的メカニズムを明らかにすることである。本研究の主要な成果は下記のとおりである。

質問紙およびディスカッションによるデータ収集を行い、死刑賛否の理由17項目を抽出した(研究1)。また、質問紙調査を行い、個人の特性に由来する内的要因(たとえば、権威主義傾向)と社会的要因(たとえば体感治安)を考慮した死刑賛否に至るモデルを構築した(研究2)。さらに、死刑制度に関する正しい知識を与えた前後で、死刑賛否に関するモデルが異なること(研究3)、死刑賛否に影響する要因と裁判員裁判の死刑判決に影響する要因が必ずしも一致しないこと(研究4)を示した。

研究成果の概要(英文)：The factors that determine Japanese people's perceptions regarding the death penalty were investigated. With regard to the findings, the major reasons why people support or do not support the death penalty out of a total of 17 possibilities were extracted (Study 1). A model gauging attitudes toward the death penalty was built, paying attention to the relationships between the inner factors (for example, aggressiveness) and social factors (for example, sensible security) (Study 2). Furthermore, it was shown that the models regarding the attitudes toward the death penalty differ before and after providing the subject with appropriate information regarding the death penalty (Study 3). Finally, it was shown that the factors that influence a subject's opinions on the death penalty in contrast to the factors that influence his or her opinions on the death penalty in trial are not necessarily in agreement (Study 4).

研究分野：心理学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：死刑制度 市民 体感治安 権威主義傾向 モデル 因子分析

1. 研究開始当初の背景

近年、死刑制度の存否をめぐる議論が活発に行われている。裁判員裁判が施行され、市民が被告人に死刑判決をくだす可能性ができたことや、死刑廃止を向いた国際世論の高まりがあるためである。こうした世情を受け、2009年には内閣府が、死刑の賛否に関する面接調査を行っている。内閣府の調査結果によれば、日本人の多く(85.6%)は死刑存置を支持している。日本において死刑存置が強く支持されている理由は何であろうか。この問題を明らかにすることは、死刑の賛否に至る心的プロセスの解明という学術的な意義にとどまらず、死刑制度の存否をめぐる議論において基盤的な知見を提供することにも寄与することができる。と考える。

多くの市民が死刑存置を支持する要因として、体感治安の悪化、死刑に関する知識の不足、個人の特性(たとえば、権威主義傾向、他者に対する攻撃性)など、複数の要因が取り上げられてきた。本研究では、個別の要因間の関係性について着目し、死刑賛否に至る心的な過程について検討した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、市民が死刑に対する態度(賛成、反対)を形成する際の心的なメカニズムの一端を明らかにすることである。本研究では、死刑の賛否に影響する要因を主に個人の特性に由来する内的要因と主に外的な特性に由来する社会的要因に分類し、両者の関係性に着目したうえで、モデルの構築を行う(たとえば、権威主義傾向は内的要因であり、体感治安は社会的要因として分類される)。

本研究は、主として4つの研究を実施した。各研究の目的は次のとおりである。

(1) 質問紙法およびディスカッションによるデータ収集 市民がどのような観点から死刑の賛否を判断するのかについての情報を収集し、精査する。

(2) モデルの構築 死刑の賛否にいたる心的な過程のモデル化を試みることを目的とした。モデル化にあたっては、死刑賛否の理由に潜在的に影響している要因を抽出し、それらと死刑賛否の判断との関係性を明らかにする。その際、先行研究で死刑に対する態度に影響する可能性が指摘されている諸要因を、市民の個人特性に属する要因(内的要因)と、外的な特性に属する要因(社会的要因)とにカテゴリ分類して捉え直す。

(3) 死刑に関連する正確な知識の教示の効果 刑罰が実際にどう適用されているかなど、死刑に関連する正しい知識を教示することによって、死刑賛否にいたる心的な過程のモデルがどの程度異なるかを確かめることを目的とした。

(4) 死刑賛否に影響する要因と裁判員裁判での死刑判決に影響する要因 市民の死刑

制度の賛否に影響する要因、死刑が求刑された裁判員裁判での死刑か否かの判断に影響する要因、これら要因間の関係について明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

各研究の方法を下記に示した。

(1) 質問紙法およびディスカッションによるデータ収集 大学生153人を対象に、質問紙法による調査と死刑賛否に関するディスカッションを行い、得られた死刑賛否の理由をKJ法(川喜田, 1967)に準じた手続きによりカテゴライズした。

(2) モデルの構築 大学生203人を対象に質問紙による調査を行った。質問紙では、参加者の個人特性(死観、権威主義傾向、他者に対する攻撃性、正当世界信念の強さ、情動的共感性)を測るとともに、体感治安(ここ数年の犯罪の陰湿さ、増減)、犯罪報道の参照(参照元、報道の信頼性)、死刑制度の必要性、死刑賛否の理由(研究(1)で抽出した17項目)に対する納得の程度に対して回答を求めた(いずれも9件法)。

(3) 死刑に関連する正確な知識の教示の効果 大学生172人を対象に、質問紙による調査と死刑に関する知識の重要性についてのディスカッションを行った。最初に、研究(2)の質問紙と同様の内容に加え、死刑制度に関連する知識(死刑の執行方法、死刑誤判事件(死刑判決が下された後に誤判とされた事件)、無期懲役囚が出所するまでの平均年数、法律上または事実上の死刑廃止国の割合、刑法犯の再犯率、死刑囚の収監にかかるコスト、死刑の判決基準は明確か、死刑の犯罪抑止力、死刑確定者数の推移)を問う質問紙調査を実施した。次に、質問紙で問うた死刑制度に関連する知識それぞれについての調査データ等を示した。さらに参加者は、4人から6人のグループ単位で、それらの知識の重要性について議論を行なった(およそ25分)。最後に、死刑制度の必要性(9件法)と死刑賛否の理由(研究1で抽出した17項目)に対する納得の程度を再度、質問紙で求めた。

(4) 死刑賛否に影響する要因と裁判員裁判での死刑判決に影響する要因 大学の学部授業「法学教科」受講者369人のうち、調査協力に同意した者を対象に、質問紙調査を実施した。調査協力者には、裁判資料(裁判員裁判で死刑判決が下された石巻3人殺傷事件の公判の概要。死刑が求刑されたという情報も含む)と質問紙を配布し、裁判資料に目を通した後で質問項目に回答するよう求めた。質問項目には、上記裁判に対する量刑判断に加え、刑事裁判での量刑判断に影響するとされる11項目(犯行の計画性、被害の大きさ、犯行の社会的影響、被害者遺族の処罰感情、被告人の悪意、被告人の属性(性別、成人・少年の別、社会的地位など)、被告人の前科・前歴、被告人の反省、被告人が再犯する可能

性、被告人自身の被害（社会的制裁、違法捜査を受けたなど）、被害者の落ち度）がそれぞれどの程度量刑判断に影響したか（5件法）の判断を求めた。また、死刑制度の賛否（5件法）、2009年の内閣府調査で得られた死刑賛否の理由13項目に対する納得の程度（5件法）を求めた。

4. 研究成果

各研究成果について、下記に示した。

（1）質問紙法およびディスカッションによるデータ収集 死刑賛成は60%であった。死刑賛否の理由（自由記述、発話データ）をKJ法に準じた手続きによってカテゴリ化した結果、下記の理由が抽出された。～は2009年の内閣府調査でも得られていた死刑賛否の理由である。～は本調査で得られたそれ以外の死刑賛否の理由（5%以上の参加者に記述がみられた理由）である。

人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮である（5%）。国家であっても人を殺すことは許されない（14%）。裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかない（25%）。凶悪な犯罪を犯した者に対しては、生かして罪の償いをさせた方がよい（16%）。漠然と、死刑に嫌悪感を感じる（1%）。加害者にも家族がいる（1%）。

世界の多くの国は死刑を廃止している（5%）。終身刑で充分である（1%）。凶悪な犯罪は命をもって償うべき（29%）。死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない（38%）。死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える（35%）。凶悪な犯罪を犯す人は、生かしておく、また同じような犯罪を犯す危険がある（10%）。終身刑では施設が足りなくなる。コストもかかる（12%）。死刑を希望して犯罪を犯す人もいる（12%）。死刑制度は犯罪抑止力をもたない（8%）。死刑を執行する側や判断する側の負担（ex. 精神的、時間的、金銭的）（12%）。生きて刑罰を受けることの方が死刑よりも苦痛（12%）。

以上、内閣府調査で抽出された理由（13項目）が必ずしも主要なものではないことが示された。また、それら以外に4つの理由を抽出することができた。

（2）モデルの構築 回答に抜けのあった14データを除いて分析を行った。死刑制度が必要と回答したのは73%であった。また、死刑賛否の理由17項目に対する納得の程度（9件法）について因子分析を行った（主因子法、プロマックス回転）結果、最終的に3つの因子が抽出された。表1に、第1～第3の因子を構成する項目を示した（回転前の累積寄与率は58.7%。第1因子と第2因子の相関は-.651、第1因子と第3因子の相関は.545、第2因子と第3因子の相関は.715であった。また、第1因子～第3因子の係数はそれぞれ、.880、.883、.715であった。また、第1

因子の項目の因子負荷量のみ負であった）。

各因子を構成する項目内容から、第1因子、第2因子、第3因子をそれぞれ、「博愛主義」因子、「厳罰主義」因子、「死刑制度の機能不全」因子と命名した。そして、各下位尺度得点（それぞれ、博愛主義得点、厳罰主義得点、死刑制度の機能不全得点）と死刑制度の必要性の判断、内的要因、社会的要因との関係を明らかにするために、共分散構造分析を行った。最終的に得られたモデルを図1に示した（ $\chi^2=91.652$, 自由度=65, 有意確率=.016, GFI=.933, AGFI=.907, RMR=.952, RMSEA=.047, AIC=143.652）。

表1. 死刑賛否理由についての因子分析結果（賛）は死刑賛否の、（否）は死刑反対の理由である。

因子	死刑賛否の理由
第1因子	多くの国が死刑を廃止している（否）
	加害者にも家族がいる（否）
	人を殺すことは人道に反し野蛮（否）
	漠然と死刑に嫌悪感を感じる（否）
	国が人を殺すことは許されない（否）
	終身刑で十分（否）
	生かして罪の償いをさせるべき（否）
	終身刑では施設が不足しコストもかかる（賛）
第2因子	死刑を廃止すれば凶悪な犯罪が増える（賛）
	凶悪犯が再犯する可能性がある（賛）
	死刑を廃止すれば被害者やその家族の気持ちがおさまらない（賛）
	凶悪な犯罪は命を以て償うべき（賛）
第3因子	死刑を望んで犯罪する者がいる（否）
	生きて刑罰を受ける方が苦痛（否）
	死刑を執行する側や判断する側の負担（否）
	死刑制度に犯罪抑止力がない（否）
	冤罪があれば取返しがつかない（否）

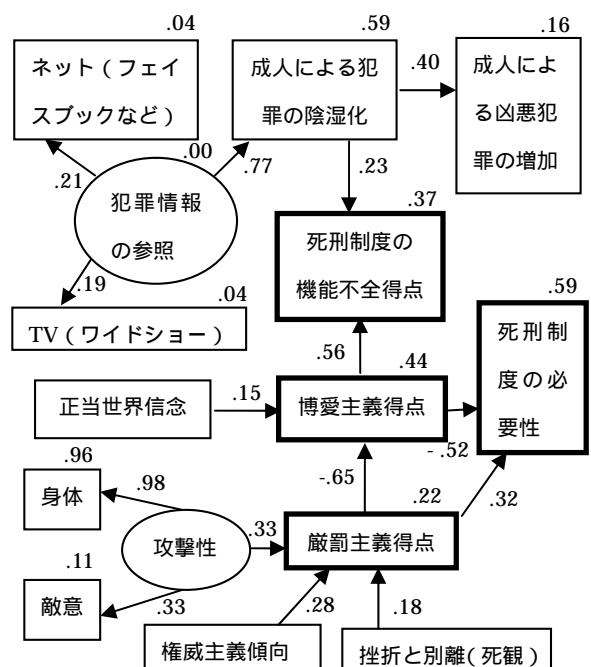


図1. 共分散構造分析の結果

図1のモデルによれば、死刑制度の必要性の判断が、厳罰主義得点の上昇によって高まり、博愛主義得点の上昇によって低下することを示している。しかし、死刑制度の機能不全得点からの影響はみられない。また、厳罰主義得点には、ネガティブな死観、攻撃性、権威主義傾向、博愛主義得点には、正当世界信念の強さといった内的要因が影響している。さらに、犯罪情報をTV(ワイドショー)やネットで見る機会が多い人ほど、成人による犯罪が陰湿化していると考えられる傾向が強く、こうした傾向が死刑制度の機能不全得点を高めていることを示している。

(3) 死刑に関連する正確な知識の教示の効果分析にあたっては、回答に抜けのあった10データを除外した。

死刑制度が必要と回答したのは、死刑制度の関する正確な知識を教示する前と後でそれぞれ59%(96人)と57%(95人)であった(「必要でない」は23%(38人)と25%(41人)、「どちらともいえない」は17%(28人)と18%(18人))。知識の教示前後で、死刑制度の必要性の判断にほとんどちがいはみられなかったが、前後で変化がなかった者は39%(63人)にすぎず、61%(99人)の参加者に変化がみられた(教示をしたことで「必要」の方向にシフトする傾向を示した参加者は25%(41人)、「必要でない」の方向にシフトする傾向を示した参加者は36%(58人))。この結果は、裁判に関する知識の教示に加え、議論によって他者の意見の影響を受けたことに因ると考えられる。

次に、死刑賛否の理由17項目に対して納得できる程度(9件法)を独立変数、死刑制度の必要性(9件法)を従属変数とするステップワイズ法による重回帰分析を行った。

表2-1は、死刑に関連する正確な知識を教示する前、表2-2は、教示後の結果である。で囲まれた数値は、表3の死刑賛否の理由の項目番号に対応している。

表2-1と表2-2によれば、死刑制度に関する正確な知識を教示する前後で、死刑制度がどの程度必要かの判断に影響する項目にちがいがみられる。(漠然と死刑に嫌悪感を感じる)と(死刑を廃止すれば凶悪な犯罪が増える)は知識の教示前のみ、(死刑制度は犯罪の抑止力をもたない)と(終身刑で充分)は知識の教示後のみ、死刑制度の必要性の判断に影響を及ぼしている。こうした傾向の変化は、とりわけ死刑の犯罪抑止力を否定する知見を示したことの影響であったと推察される。

さらに、死刑制度に関する知識を教示する前後の2回、死刑賛否の理由17項目に対してどの程度納得できるか回答を求め(9件法)得られたデータに対してそれぞれ因子分析を行った(主因子法、プロマックス回転)。その結果、知識の教示前には3つの因子、知識の教示後には4つの因子が抽出された。表3に、知識の教示後の4因子を示した(回転

前の累積寄与率は61.3%。因子間の相関は、第1因子と第2因子が.542、第1因子と第3因子が-.531、第1因子と第4因子が.453、第2因子と第3因子が-.304、第2因子と第4因子が.460、第3因子と第4因子が-.391であった。また、第1因子~第4因子の係数はそれぞれ.822、.720、.759、.814であった)。

表2-1. 重回帰分析の結果(知識の教示前)

	編回帰	標準編回	有意	95%信頼区間	
	係数	帰係数	確率	下限	上限
定数	3.83		0.00	2.57	5.09
	-0.19	-0.20	0.00	-0.31	-0.06
	0.24	0.25	0.00	0.12	0.36
	0.22	0.20	0.00	0.08	0.35
	0.19	0.19	0.01	0.06	0.32
	-0.16	-0.14	0.03	-0.30	-0.02
	-0.14	-0.14	0.03	-0.26	-0.01

$R^2=0.58$, ANOVA $p<0.001$

表2-2. 重回帰分析の結果(知識の教示後)

	編回帰	標準編回	有意	95%信頼区間	
	係数	帰係数	確率	下限	上限
定数	5.41		0.00	4.37	6.46
	0.33	0.34	0.00	0.23	0.43
	-0.21	-0.25	0.00	-0.31	-0.12
	0.18	0.21	0.00	0.10	0.27
	-0.14	-0.14	0.01	-0.25	-0.03
	-0.12	-0.15	0.01	-0.22	-0.02
	-0.11	-0.12	0.04	-0.21	-0.00

$R^2=0.68$, ANOVA $p<0.001$

表3. 因子分析の結果(知識の教示後)

()内は死刑賛否のどちらの理由かを示している

因子	死刑賛否の理由
第1因子	国が人を殺すことは許されない(否)
	人を殺すことは人道に反し野蛮(否)
	漠然と死刑に嫌悪感を感じる(否)
	多くの国が死刑を廃止している(否)
	加害者にも家族がいる(否)
第2因子	死刑を執行する側や判断する側の負担(否)
	冤罪があれば取返しがつかない(否)
	死刑制度に犯罪抑止力がない(否)
第3因子	死刑を望んで犯罪する者がいる(否)
	死刑を廃止すれば被害者やその家族の気持ちがおさまらない(賛)
	凶悪な犯罪は命を以て償うべき(賛)
	死刑を廃止すれば凶悪な犯罪が増える(賛)
	凶悪犯が再犯する可能性がある(賛)
第4因子	終身刑では施設が不足しコストもかかる(賛)
	生きて刑罰を受ける方が苦痛(否)
	生かして罪の償いをさせるべき(否)
	終身刑で十分(否)

各因子を構成する項目内容から第1因子、第2因子、第3因子、第4因子をそれぞれ、「博愛主義」因子、「現実的理由による死刑回避」因子、「厳罰主義」因子、「生涯にわたる贖罪要求」因子と命名した。

そして、下位尺度得点（博愛主義得点、現実的理由による死刑回避得点、厳罰主義得点、生涯にわたる贖罪要求得点）と死刑制度の必要性の判断、内的要因、社会的要因の関係を明らかにするために、共分散構造分析を行った。最終的に得られたモデルを図2に示した（ $\chi^2=67.108$, 自由度41, 有意確率=.006, GFI=.933, AGFI=.883, RMR=.904, RMSEA=.063, AIC=117.108）。

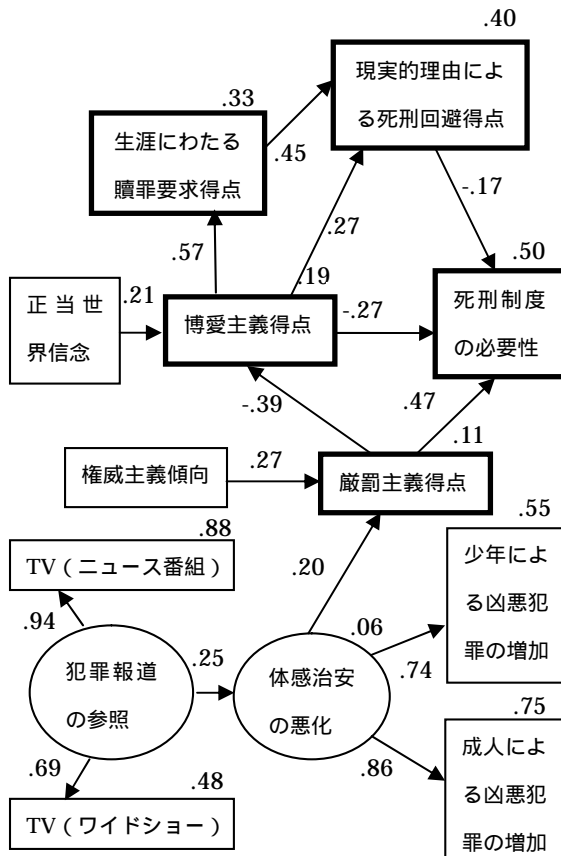


図2. 共分散構造分析の結果（知識の教示後）

図2によれば、図1のモデルと同様に、正当世界信念の強さが博愛主義得点に影響し、権威主義傾向が厳罰主義得点に影響している。しかし、その一方で、死観や攻撃性の影響はみられない。また、図1のモデルと同様に、犯罪報道の参照による影響がみられるものの、その内容は異なる。図1のモデルでは、「成人による凶悪犯罪の陰湿化」が死刑制度の機能不全得点に影響するのに対して、図2のモデルでは、「凶悪犯罪が増加している」という体感治安の悪化が、厳罰主義得点に影響している。死刑に関する知識の教示によって、より多面的な観点から死刑制度の必要性をとらえることが促進されるが、犯罪報道の参照が死刑制度の必要性の判断に及ぼす影響は堅固であることが示された。

(4) 死刑賛否に影響する要因と死刑判決に影響する要因

回答に抜けがあったデータ等を除き、最終的に266人を分析対象とした。

石巻3人殺傷事件に対する量刑判断は、死刑71%（189人）、死刑以外（懲役刑、無期懲役刑）29%（77人）であった。また、死刑制度については、賛成67%（179人）、反対13%（35人）であった。

刑事裁判で量刑判断に影響するとされる11項目のうち、「死刑以外」の判断を下した参加者に比べ「死刑」と判断した参加者の評定値（どの程度量刑判断に影響したか；5件法）が大きかった5項目（再犯の可能性、犯行の計画性、被告人の悪意、被告人の前科・前歴、被害者遺族の処罰感情）の平均値を、死刑影響得点とした。同様に、「死刑以外」の判断を下した参加者の場合に評定値が大きかった3項目（被告人自身の被害、被告人の属性、被告人の反省）の平均値を、反死刑影響得点とした。

また、2009年の内閣府調査で得られた死刑賛否の理由13項目に対する納得の程度（5件法）に対して、因子分析を行った。その結果、最終的に2因子が抽出された。第1因子を「厳罰主義」因子、第2因子を「死刑嫌悪因子」と命名し、各因子を構成する項目の平均値をそれぞれ厳罰主義得点、死刑嫌悪得点とした。

そして、これら4つの得点と石巻3人殺傷事件に対する量刑判断（1死刑以外、2死刑）との関係を調べるために、パス解析を行った。図3にその結果を示した（ $\chi^2=11.89$, 自由度=8, 有意確率=.156, GFI=.986, AGFI=.962, RMR=.016, AIC=37.885）。

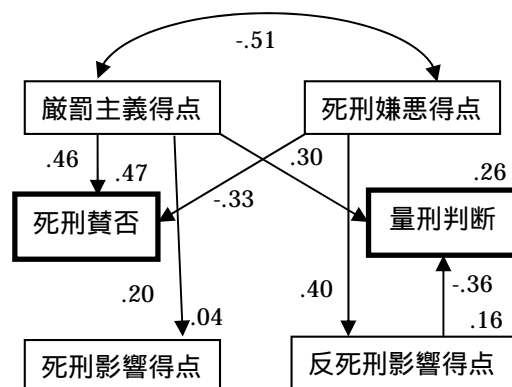


図3. パス解析の結果

図3によれば、「死刑嫌悪得点」は、「死刑賛否」に対してのみ影響力を有している。「量刑判断」への影響力は示唆されない。つまり、量刑判断に影響する要因と死刑賛否に影響する要因は必ずしも同様ではない可能性が示唆される。

今後の研究では、死刑制度に対する一般的な認識に加え、死刑が求刑された事案に対する認識についても明らかにしていく必要があると思われる。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

- (1) 山崎優子・石崎千景・サトウタツヤ、死刑賛否に影響する要因と死刑判断に影響する要因、立命館大学人間科学研究、29、81-94、2014、査読有
- (2) 綿村英一郎・板山昇・佐伯昌彦・山崎優子・吉井匡、死刑判断に関する実証的考察、法と心理学会誌、法と心理、13、98-103、2013、査読有
- (3) 福井厚・山崎優子・高山佳奈子・藤田政博・森久智江、死刑と向き合う裁判員、法と心理学会誌、法と心理、11 巻、103-108、2011、査読有

[学会発表](計 4 件)

- (1) 山崎優子・石崎千景、死刑賛否に影響する要因と死刑判断に影響する要因、日本心理学会第 77 回大会、札幌・札幌コンベンションセンター、2013 年 9 月 20 日
- (2) Yamasaki, Y., & Ishizaki, C. Factors that determine citizens' views on capital punishment、18th Conference of the European Society for Cognitive Psychology、Hungary・Budapest、2013 年 8 月 30 日
- (3) 綿村英一郎・佐伯昌彦・板山昇・山崎優子・吉井匡、死刑に関する実証的考察、第 13 回法と心理学会、東京・武蔵野美術大学、2012 年 10 月 21 日
- (4) 山崎優子、Factors affecting citizens' view on capital punishment、16th World Congress of the International Society for Criminology、Kobe・International Conference Center Kobe、2011 年 8 月 6 日

[図書](計 1 件)

- (1) 山崎優子、第 6 章「被害面接・被害者学・刑罰論」、サトウタツヤ・若林宏輔・木戸彩恵(編)社会と向き合う心理学、新曜社、336 頁 81-94、2012

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

- (1) 研究代表者
山崎 優子 (YAMASAKI, Yuko)
立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・研究員
研究者番号：20507149

- (2) 研究分担者
石崎 千景 (ISHIZAKI, Chikage)
名古屋大学・法学研究科・特任講師
研究者番号：00435968

- (3) 連携研究者
()

研究者番号：